



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*10 和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)

○ 告示

353 学校法人及び私立学校法第64条の法人の行うことのできる収益事業の種類 (総務学事課)

354 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)

355 " (")

356 優良映画の推奨 (青少年・男女共同参画課)

357 有害図書等の指定 (")

358 生活保護法による医療機関の廃止(福祉保健総務課)

359 生活保護法による医療機関の指定(")

360 生活保護法による施術機関の指定(")

361 生活保護法による指定医療機関の変更 (")

362 生活保護法による介護機関の指定(")

*363 和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設の入所定員 (子ども未来課)

*364 平成16年和歌山県告示第888号(和歌山県の婦人保護施設の入所定員)の一部改正 (")

365 救急病院の認定 (医務課)

366 平成21年度前期技能検定の実施 (労働政策課)

367 平成21年度随時技能検定の実施 (")

368 吉原土地改良区の定款変更の認可(農業農村整備課)

369 第2期和歌山県イノシシ保護管理計画の公表 (果樹園芸課)

370 保安林の指定 (森林整備課)

371 " (")

372 " (")

373 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意 (資源管理課)

374 基本測量の終了 (技術調査課)

375 道路の区域変更 (道路保全課)

376 新道路の供用開始等 (")

*377 昭和36年和歌山県告示第501号(指定計画道路)の廃止 (都市政策課)

*378 昭和46年和歌山県告示第118号(建築基準法第55条第2項の規定による地域の指定)の廃止 (")

*379 昭和46年和歌山県告示第119号(建築基準法第55条

第2項の規定による地域の指定)の廃止(")

○ 訓令

*2 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)

*3 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

規 則

和歌山県規則第10号

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則(平成7年和歌山県規則第74号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則

第1条中「和歌山県子ども・障害者相談センター」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

第4条中「和歌山県子ども・障害者相談センター所長」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長」に改める。

第8条第1項中「和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用申請書」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用申請書」に改め、同条第4項中「和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用承認書」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用承認書」に改める。

別記第1号様式中「和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用申請書」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用申請書」に、「和歌山県子ども・障害者相談センター所長」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長」に改める。

別記第2号様式中「和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用承認書」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用承認書」に、「和歌山県子ども・障害者相談センター所長」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センタ

一の」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第353号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定により学校法人の行うことのできる収益事業及び同法第64条第4項の規定による法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、平成21年4月1日から適用する。

平成13年和歌山県告示第208号（学校法人及び私立学校法第64条の法人の行うことのできる収益事業の種類）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 私立学校法第26条第1項の規定により学校法人の行うことのできる収益事業及び同法第64条第5項の規定により同条第4項の法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次項に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 収益事業の規模が当該学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）の設置する学校の規模又は状態に照らして不適当なもの
- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5) 学校法人等の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの

2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に定められるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス

業」に関するものに限る。）

- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
 - (12) 学術研究、専門・技術サービス業
 - (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ピヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
 - (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
 - (15) 教育、学習支援業
 - (16) 医療、福祉
 - (17) 複合サービス事業
 - (18) サービス業（他に分類されないもの）
- 3 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

和歌山県告示第354号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年5月5日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成21年3月5日
- 2 名称
特定非営利活動法人メンタルサポートハウス夢有民
- 3 代表者の氏名
松田由美
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市下三毛142番地の17
- 5 定款に記載された目的
この法人は精神障害者を対象とする作業所等、就労支援に関する事業を行う。また引きこもり等社会的不適応に陥っている人、福祉現場で利用者を援助する専門職等の精神的安定を図る場を形成し、障害者も健常者も共に幸せな生活を送るノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第355号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のと

おり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年5月16日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年3月16日
- 2 名称
特定非営利活動法人共生の郷こすもす
- 3 代表者の氏名
高田弘子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県紀の川市貴志川町国主130番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、共生・相互扶助・生きがいの創造を理念とし、一般市民に対して、自然とのふれあいや文化や芸術を通して、共に生きる精神を育みながら心身の健康を高め、社会生活・家庭生活・人間関係に於いて、ゆとりある心で生きることを実践し、高齢者には介護支援・自立支援・生きがい創り支援、障害者には自立と就労支援、子ども達の幸せを願い青少年健全育成支援・子育て支援等を行い、又他のNPOや団体との交流や地域の活性化に取り組み、安全で住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第356号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第6条の規定により、優良映画として、次の映画を平成21年3月17日推奨した。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1	推奨番号	平成20年-1
2	題名	GATE
3	上映時間	1時間44分
4	製作・脚本 監督等	製作総指揮 マット・テイラー、金親晋午 アルバート・ロオヤカーズ 監督 マット・テイラー
5	映画の内容	この世に二度と同じ悲劇を起こさないと願ったある日本の僧侶たちの祈りの行脚を、ヒューマンドラマとして記録したドキュメンタリー。 2005年7月、僧侶たちは、アメリカンインディアン、色々な宗派の平和団体と共に、サンフランシスコから、世界最初の原爆実験の場所であるアメリカ・ニューメキシコの“トリニティーサイト”まで、砂漠、山、250以上の街を超え、2500kmの旅をした。 この世に同じ悲劇が繰り返されることのないようにと、広島原爆で起きた火を、60年

		もの間燃やし続けていた奇跡に近い事実と祈り続けた60年間。 すべてが始まった原点にその火を戻し、そこで消し去ることで、負の連鎖を絶ち永遠に眠らせる。 トリニティーサイトのゲイトは開かれるのだろうか。 この僧侶たちは、目的地であるトリニティーサイトへいったいどのようにして辿り着けたのか・・・。
6	備考	監督 マット・テイラー (製作総指揮、世界核兵器解体基金代表)

推奨理由

核兵器が生み出した破滅の輪を閉じるため、日本の僧侶たちが世界最初の核実験の爆心地を目指して祈りながら行脚するこの映画は、平和へのメッセージを伝え、社会の良識と倫理観念のかん養に役立つものであり、青少年健全育成に有益である。

和歌山県告示第357号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成21年3月17日指定した。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	miniバラウーマン劇場4月増刊号	11816-4	竹書房
コミック	告白コミック.com キラリ!4月号増刊	12886-04	マガジン・マガジン
月刊誌	裏モノJAPAN 4月号	01805-4	鉄人社
月刊誌	決定版! XX 4月号	13319-4	ミリオン出版
月刊誌	実話マッドマックス 4月号	15279-04	コアマガジン
月刊誌	ブブカ 4月号	17885-04	コアマガジン
雑誌	BLACK BOX vol.29	11404-4	マイウェイ出版
雑誌	エキサイター 3月号	02079-03	メディア・クライス
月刊誌	実話ドキュメント 4月号	05267-4	竹書房
月刊誌	ピンキーマガジン 3月号	不明	H(アッシュ)
月刊誌	実話ナックルズ 4月号	04877-4	ミリオン出版
雑誌	ナックルズEX THE BEST	16810-4	ミリオン出版
月刊誌	月刊エンタメ 4月号	02053-04	徳間書店

月刊誌	特冊新鮮組DX 4月号	06681-4	竹書房
雑誌	ENJOY MAX 4月号	01901-04	笠倉出版社
雑誌	CIRCUS MAX 4月号	04099-04	ベストセラーズ

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
日医69-6	森本医院	日高郡美浜町大字田井313-1	平成9.1.1
日医70-7	笹野クリニック	日高郡印南町古井521	平成10.8.1
日医77-8	小溝クリニック	日高郡印南町島田1163-11	平成10.8.1

和歌山県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
日医92-20	森本医院	日高郡美浜町大字田井313-1	平成9.1.1
日医93-20	笹野クリニック	日高郡印南町古井521	平成10.8.1
日医94-20	医療法人小溝クリニック	日高郡印南町島田1163-11	平成10.8.1

和歌山県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
橋柔18-20	大浦崇	大浦整骨院	橋本市三石台1-3-1 フォレストはしもと1F	平成20.7.1

和歌山県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	変更事項（名称）		所在地	変更年月日
	旧	新		

東薬10-11	スカイ薬局	天使の空薬局朝日店	東牟婁郡那智勝浦町朝日2-244	平成21.2.1
---------	-------	-----------	------------------	----------

和歌山県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人NPOラプリー工房	東牟婁郡那智勝浦町天満217番地	訪問介護事業所NPOラプリー工房	東牟婁郡那智勝浦町天満158番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.2.24

和歌山県告示第363号

和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設の入所定員を次のように定め、平成21年4月1日から実施する。

平成7年和歌山県告示第775号(和歌山県子ども・障害者相談センターの児童相談所の一時保護施設の入所定員)は、廃止する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	入所定員
児童相談所付設一時保護施設	25人
婦人相談所付設一時保護施設	12人

和歌山県告示第364号

平成16年和歌山県告示第888号(和歌山県の婦人保護施設の入所定員)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表の和歌山県女性相談所付設一時保護所の項を削る。

和歌山県告示第365号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構和歌山病院
- 2 所在地 日高郡美浜町大字和田1138
- 3 有効期限 平成24年3月31日

和歌山県告示第366号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、平成21年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ

作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真銀塩作業、肖像写真デジタル作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業)、建築板金(内外装板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級、3級

検 定 職 種	手数料 (1件)
園芸装飾、造園、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾	16,500円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、公共職業能力開発施設の生徒、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類すると知事が認める者については、次のとおりとする。

3級

検 定 職 種	手数料 (1件)

園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、写真、フラワー装飾	11,000円
--	---------

イ 実施期日

実技試験は、写真を除く3級職種は平成21年6月8日(月)～8月16日(日)、その他の職種は平成21年6月8日(日)～平成21年9月13日(日)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成21年6月1日(月)に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりである。

検 定 職 種	等級	実施日
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、フラワー装飾	3級	平成21年7月26日(日)
造園、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	平成21年8月23日(日)
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	1級及び2級	平成21年8月30日(日)
写真	1級、2級及び3級	平成21年9月2日(水)
園芸装飾、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾	1級及び2級	平成21年9月6日(日)

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市、田辺市及び新宮市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会

和歌山市砂山南三丁目3番38号

和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

平成21年4月2日(木)から平成21年4月15日(水)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(あて先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3の(1)のイに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成21年10月2日(金)に和歌山県ホームページにて掲載する。ただし、3級の技能検定合格者(写真は除く。)の合格発表は、平成21年8月28日(金)とする。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(電話番号 073-441-2802)又は和歌山県職業能力開発協会(電話番号 073-425-4555)に問い合わせること。

和歌山県告示第367号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、平成21年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 3級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製

造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

注 1の(1)に掲げる3級の職種に係る試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

3級、基礎1級及び基礎2級

検 定 職 種	手数料 (1件)
機械検査、婦人子供服製造	13,700円
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製	16,500円

造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

イ 実施期日

実技試験は、平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会
和歌山市砂山南三丁目3番38号
和歌山技能センター内
電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会にて配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(あて先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表

面に「○級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3の(1)のアに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(電話番号 073-441-2802)又は和歌山県職業能力開発協会(電話番号 073-425-4555)に問い合わせること。

和歌山県告示第368号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、吉原土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第369号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、第2期和歌山県イノシシ保護管理計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により公表する。

なお、当該保護管理計画は、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境保全室及び各振興局産業振興部農業振興課に備え付けて縦覧に供する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第370号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字押手字上横谷525の1
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上横谷525の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第371号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町三尾川字中村1783、1784、1785の1、1786から1802まで、1803の1、1803の2、1804から1810まで、字下モ地1822
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第372号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に

より、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字下村649の1、649の2、650、650の1、659、660、661の1、670の1、670の2、675の1、675の2、676から678まで
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下村649の1・670の1・670の2・675の1(以上4筆
について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第373号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
和歌山市加太158 尾崎俊男 同所1240-2 藪中宏 同所729-6 山中順二	加太 加入区	加太漁業協同組合
和歌山市本脇536 中村勤 和歌山市西庄1037 桜井勲 和歌山市松江中1丁目11の26 川崎敏弘	西脇 加入区	西脇漁業協同組合
和歌山市雑賀崎1354 西山均 同所1019	雑賀崎	雑賀崎漁業協同組合

西出信夫 同所1388 池田勝彦	加入区		有田市千田1429番地 狗巻吉明 同所1427番地の3 宮崎正 同所1440番地 上野山繁紀	千田 加入区	有田箕島漁業協同組合
和歌山市田野332 山崎康之 同所286 淡路圭三 同所247 北村之秀	田野浦 加入区	田野浦漁業協同組合	有田郡湯浅町大字田1091-13 榎本真幸 同所24 蜂谷和彦 同所357 丸山則一	田村 加入区	湯浅湾漁業協同組合
和歌山市毛見972-2 瀧口昌昭 同所1038-10 寺本定雄 同所1206 石本禎男	毛見浦 加入区	毛見浦漁業協同組合	有田郡湯浅町栖原914 芦内茂博 同所836 中尾一平 同所1429 小菅恒夫	栖原 加入区	湯浅湾漁業協同組合
海南市冷水327 川口義明 同所518 川上敏彦 同所510 八木芳行	冷水浦 加入区	海南市漁業協同組合	有田郡湯浅町湯浅357 深野幸男 有田郡湯浅町別所173-7 芝正幸 有田郡湯浅町湯浅3075 深野光永	湯浅中 央 加入区	湯浅湾漁業協同組合
海南市下津町塩津1231 寺脇寛治 同所94 谷所利夫 同所2-15 小浦松次	塩津 加入区	海南市漁業協同組合	有田郡広川町唐尾1058 西出一弘 有田郡広川町広1407 住山治幸 有田郡広川町唐尾1000 鈴子哲男	唐尾 加入区	湯浅湾漁業協同組合
海南市下津町丸田1118-8 坂本誠一 同所1118-3 坂本節夫 同所1121 石川房一	戸坂 加入区	戸坂漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈787 中野啓夫三 同所89 川端正宏 同所43-4 津本辰弘	衣奈浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
海南市下津町大崎951番地 魚田芳弘 同所341番地 山崎善正 同所1-2番地 城山武二	大崎 加入区	海南市漁業協同組合	日高郡由良町戸津井137-1 中村和孝 同所199 中川正樹 同所86 由良文弘	小引浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
海南市下津町下津2565番地 森口康弘 同所1568番地 木良典 同所847番地-1 小川勇	下津 加入区	海南市漁業協同組合	日高郡由良町大引947-2 山口太志 同所711 川口健男 同所495 山口秀楠	大引 加入区	紀州日高漁業協同組合
有田市初島町浜1769-1 山本貞夫 同所1769-1 山本広巳 同所1769-1 北野好数	初島 加入区	有田箕島漁業協同組合	日高郡由良町大字江ノ駒80 藤本泰造 同所42-2 西洋之 日高郡由良町網代230 長谷勝	由良浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
有田市宮崎町2357 嶋田栄人 同所403-3 尾藤勝徳 同所549-10 椿原輝生	箕島町 加入区	有田箕島漁業協同組合	日高郡由良町神谷147 田甫理志 同所251-1 上田佐助 同所315-2 上田敏	由良町 加入区	由良町漁業協同組合
有田市宮崎町1287番地 逢井八角網漁業生産組合 組合長 田伏英雄 同所1390 田中佳秀 同所1401 石井和昭	逢井 加入区	有田箕島漁業協同組合	日高郡日高町大字小浦140-2 山本源昭 日高郡日高町大字阿尾547	比井崎	

初井敏信 同所561 関崇	加入区	比井崎漁業協同組合	同所1375 尾上茂樹		
日高郡美浜町三尾910 山下育広 同所571-1 古川清次 同所1889 山崎繁幸	三尾 加入区	三尾漁業協同組合	西牟婁郡すさみ町周参見20 04番地 町田輝夫 西牟婁郡すさみ町見老津16 4-3番地 谷口清 西牟婁郡すさみ町周参見46 12番地 浜田寿夫	すさみ 加入区	和歌山南漁業協同組合
日高郡美浜町浜ノ瀬178-1 松下恒一 日高郡美浜町田井522-42 福田隆治 日高郡美浜町吉原814 平良洋文	美浜町 加入区	紀州日高漁業協同組合	東牟婁郡串本町串本2109 木本伸男 同所1268 吉村健三 同所1405-16 岡野洋二	串本 加入区	和歌山東漁業協同組合
御坊市名田町上野1542 芝田義一 御坊市名田町野島233-1 西端実 御坊市塩屋町南塩屋309 大江純一郎	御坊市 加入区	紀州日高漁業協同組合	東牟婁郡串本町大島1793-13 東敏之 同所216-1 岩谷裕平 同所138 佐藤輝男	大島 加入区	和歌山東漁業協同組合
日高郡印南町島田2254-7 庄門博 日高郡印南町印南1262 山本薫 同所3261 湯川勝弘	印南町 加入区	紀州日高漁業協同組合	東牟婁郡串本町須江48 東禮次 同所101 福島敏之 同所112 西川正利	須江 加入区	和歌山東漁業協同組合
日高郡みなべ町堺577-5 小谷博 同所574-2 山本真弘 日高郡みなべ町埴田164 宮崎盛児	南部町 加入区	紀州日高漁業協同組合	東牟婁郡串本町樫野763-1 廣浦清弘 同所1026-19 福島忍 同所1018-3 鈴木誠	樫野 加入区	和歌山東漁業協同組合
田辺市目良19-36 矢口良孝 田辺市江川28-29 奥野明信 田辺市上屋敷3-9-1 田中明巳	田辺 加入区	和歌山南漁業協同組合	東牟婁郡串本町上野山34 杉本武雄 東牟婁郡串本町古座932-24 森口朋也 同所220-1 杉本之生	古座 加入区	和歌山東漁業協同組合
田辺市磯間22-33 中本達雄 同所13-39 岩本剛 同所11-3 松下康次	湊浦 加入区	和歌山南漁業協同組合	東牟婁郡串本町姫718-1 齐藤稔 同所655-1 堀竹治 同所698 松村忠明	西向 加入区	和歌山東漁業協同組合
西牟婁郡白浜町富田1499 濱韶 西牟婁郡白浜町2198 三栖敏一 同所3744-10 島和敏	白浜 加入区	和歌山南漁業協同組合	東牟婁郡串本町津荷378-1 北山正 同所156 池田求 同所525-1 加田條武	津荷 加入区	和歌山東漁業協同組合
西牟婁郡白浜町堅田2520番地 堅田漁業協同組合 代表理事組合長 堅田隆弘 同所311 原陽一 同所2075 津田新司	堅田 加入区	堅田漁業協同組合	東牟婁郡串本町田原502番地 荒木昭二 同所26番地1 荒木正司 同所2216番地 奥田実	下田原 加入区	和歌山東漁業協同組合
西牟婁郡白浜町日置916-9 川上廣 同所1376 浅井忠雄	日置 加入区	和歌山南漁業協同組合	東牟婁郡太地町太地3167-7 太地町漁業協同組合 代表理事組合長 水谷洋一	太地	

同所703-1 岩口壮 同所70-2 小畑充規	加入区	太地町漁業協同組合
東牟婁郡那智勝浦町浦神1189 畑下典生 同所321-90 青山登 同所1028 畑下英気	浦神加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡那智勝浦町大字天満1-35 片谷匡 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦869-2 小島遊信夫 東牟婁郡那智勝浦町大字築地8-8-1 井筒和幸	勝浦加入区	勝浦漁業協同組合
東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井375番地の1 宇久井漁業協同組合 代表理事組合長 亀井睦弘 同所385-38 東信義 同所467-1 浅野久和	宇久井加入区	宇久井漁業協同組合
新宮市三輪崎3-4-2 海野益生 同所3-3-3 岸本勇矢 同所2-15-46 福嶋正士	三輪崎加入区	三輪崎漁業協同組合
新宮市王子町3丁目10-6 中村誠二郎 同所3丁目10-6 岡田功 新宮市佐野3丁目8-21 渡里敬	新宮加入区	新宮漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成21年3月27日から平成21年4月10日まで

(2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

和歌山県漁船保険組合

関係漁業協同組合事務所(本所及び支所)

和歌山県告示第374号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)作業

2 作業期間 平成20年7月1日から平成20年12月25日まで

3 作業地域 和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡日高町、日高郡由良町、日高郡印南町、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町

和歌山県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字阿尾字藤崎1050番地内	旧	4.80 } 5.80	67.00	
同上	新	5.40 } 15.70	67.00	

和歌山県告示第376号

平成21年和歌山県告示第375号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年3月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第377号

昭和36年和歌山県告示第501号(指定計画道路)は、廃止する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第378号

昭和46年和歌山県告示第118号(建築基準法第55条第2項の規定による地域の指定)は、廃止する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第379号

昭和46年和歌山県告示第119号（建築基準法第55条第2項の規定による地域の指定）は、廃止する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「午後零時45分」を「午後1時」に改め、同条第3項中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改め、同条第4項中「24時間」を「23時間15分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第5項中「15時間、16時間、20時間、30時間又は32時間」を「14時間10分、15時間30分、19時間10分、19時間20分、20時間、30時間又は31時間」に改める。

第3条の3第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第3号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改める。

別記第3号様式第34条第9項、第42条第3項及び第47条第3項（注6を含む。）中「3.7パーセント」を「3.6パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際現に存する様式用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。